

財政健全化指標…町の財政状況は？

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、各地方公共団体が財政健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を公表し、各比率が基準を超えた場合には財政の早期健全化や再生等を図ることを目的としています。

これらの指標は、監査委員の審査を受け、その意見を付けて町議会へ報告するとともに、公表することになっています。大磯町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりで、監査委員の審査を受け、9月の町議会第3回定例会に報告しました。

なお、この法律の全体の施行は平成21年4月となっていますが、健全化判断比率などの公表は平成20年4月から施行されているため、平成19年度決算から公表することになっています。

指 標	説 明	大磯町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 -	14.31%	20%
	②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率 -	19.31%	30%
	③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 11.4	25.0%	35%
	④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 122.3	350.0%	
⑤資金不足比率（下水道事業）	資金不足額の事業の規模に対する比率 -	20.0% (経営健全化基準)		

【早期健全化基準とは】

①から④のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定・公表し、総務大臣等へ報告することになり、自主的な改善努力による財政健全化を図ることになります。

【財政再生基準とは】

①から③のうち、1つでも財政再生基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定・公表し、総務大臣等に報告することになり、国（県）の関与による確実な再生を図ることになります。

【経営健全化基準とは】

⑤の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定・公表し、総務大臣等へ報告することになり、自主的な改善努力による財政健全化を図ることになります。

町の財政状況は…？

これらの指標から見ると、町の財政はどの指標においても早期健全化基準内となっており、健全な財政状況であると言えます。しかし、「この指標が基準内にあること」が「町の財政が豊かである」ということを示しているわけではありません。今後とも、これらの指標を参考にしながら健全な財政運営に努めていきます。

広域ごみ焼却施設の 実施方針を公表

「平塚・大磯ブロック」 「ごみ処理広域化」

町では、現在平塚市とのごみ処理広域化を進めています。

新しい焼却施設は平塚市に建設を計画しており、循環型社会にあった新しい施設の整備・運営事業を目指しています。

また、この事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に定められる手続きにより、DBO（公設民営）方式で実施されます。

この平塚市（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業の実施方針等は、平塚市のホームページで公開されています。

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shigen-j/jikijyoucenter.htm>

※DBO（公設民営）方式：民間事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営を行なう。公共が資金調達を行ない、設計・建設に関与し、施設を所有する方法。

◎問い合わせ

環境美化センター
4438